



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 近年副業を認める会社も増えて、空いた時間を活用しフリーランスとして働く人も多くなったと聞きます。トラブルを防ぐために法律ができたそうですが、分かりやすく教えてください。

A ご案内のように「フリーランスの取引に関する新しい法律」が11月からスタート致します。フリーランスと発注業者の取引において、「一方的に発注が取り消された」「発注業者からの報酬が支払い期日までに支払われなかった」「発注業者からハラスメントを受けた」などのトラブルが起きているからです。

この法律の適用対象は、発注事業者からフリーランスへの「業務委託」いわゆる事業者間取引を言い、発注事業者は「フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの」を言います。

フリーランスの定義は「業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの」を言います。

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、次の2つを目的としています。

- ① フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ② フリーランスの方の就業環境の整備

例えば、フリーランスとして働くカメラマンに、企業が宣材写真の撮影を委託する場合は、この法律の対象となります。一方、個人が直接、家族写真の撮影を依頼するような場合は、消費者からの委託なので、この法律の対象外になります。

また、自作の写真集をネットで販売するような場合は、委託ではなく不特定多数との売買契約ですから、この法律の対象外となります。

従業員として雇用されている人でも、副業として業務委託で働く場合には、フリーランスにあたります。なお、契約名称が「業務委託」であっても働き方の実態が労働者である場合はこの法律

が適用されず、労働基準法等が適用されます。

さてこの法律では、発注事業者の要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が次のように決められました。

【従業員を使用していない発注業者の場合】

- ・書面等による取引条件の明示のみで可。

【従業員を使用している発注事業者の場合】

- ・書面等による取引条件の明示
- ・報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ・募集情報の的確表示
- ・ハラスメント対策に係る体制整備

【従業員を使用している発注業者で一定期間以上行う業務委託】

- ・書面等による取引条件の明示
- ・報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ・禁止行為
受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し
- ・募集情報の的確表示
- ・育児・介護等と業務の両立に対する配慮
- ・ハラスメント対策に係る体制整備
- ・中途解約等の事前予告・理由開示

6カ月以上の業務委託を中途解約や、更新しない場合は、

- ① 原則として30日前までに予告しなければならない。
- ② 予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示請求があった場合には理由の開示を行わなければならない。

期間の長い契約の場合は特に、解除の予告期間、育児介護等、ハラスメントの相談体制など、一定の責任や配慮が必要なのですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

Tel 043-273-5980